

平成22年第3回美祢市議会臨時会会議録

平成22年7月30日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	佐々木 隆 義
17番	原 田 茂	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員

18番 村 上 健 二

3.出席した事務局職員

事務局長	重 村 暢 之	主 査	岩 崎 敏 行
係 長	岡 崎 基 代		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
上下水道事業局長	中 村 弥壽男	総務部次長	福 田 和 司
総務課長	倉 重 郁 二	総務課長	川 島 茂
財政課長	久 保 宏 二	総務課長	古 屋 勝 美
総務課長		市民福祉部長	
総務課長			

市民福祉部
地域福祉課長
教 育 長
消 防 長
美 東 総 合 長
支 所 長
代表監査委員
教 育 委 員 会 長
事 務 局 次 長
建 設 経 済 部 長
農 林 課 長

田 代 裕 司
永 富 康 文
坂 田 文 和
藤 井 勝 巳
三 好 輝 廣
石 田 淳 司
秋 枝 秀 稔

市民福祉部
生活環境課長
教育委員
事務局 局長
会 計 管 理 者
秋 芳 総 合 長
支 所 長
監 査 委 員 長
事 務 局 長
建 設 経 済 部 長
建 設 経 済 課 長

佐々木 郁 夫
金 子 彰
久 保 毅
杉 本 伊佐雄
西 山 宏 史
斉 藤 寛
矢田部 繁 範

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認について（平成22年度美祢市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 4 議案第 2号 平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結について
- 日程第 6 議員提出決議案第2号 平成22年7月15日美祢市豪雨災害に係る災害復旧対策に関する要望決議について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） 只今から、平成22年第3回美祢市議会臨時会を開会いたします。

7月15日の大雨災害から2週間余りがたちましたが、改めまして罹災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

私たち議員も被害地に参りまして、想像を絶する災害の現場を目の当たりにしまして、息が詰まる思いでございました。

改めて、災害に強いまちづくりと危機管理体制の重要性を認識させられました。

今後、議会といたしましても執行部とともに被災地域における市民の皆様の生活の安定を確保していくために、被災者への支援対策、災害箇所の災害復旧、さらに防災体制の強化に努めなければなりません。

罹災された皆様方が一刻も早く、安心した生活が取り戻せるよう願っております。

また、不眠不休で災害復旧に従事された市民の皆様と各方面の方々に対し、深く感謝とお礼を申し上げます。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

市長（村田弘司君） 議長にお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして、このたびの7月15日豪雨により発生をいたしました災害の状況等について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、このたびの豪雨により被災をされました市民の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、九州北部地方に停滞をいたしました活発な梅雨前線が、7月10日から断続的な大雨をもたらす中、15日未明には東厚保の観測所で1時間当たりの雨量が50ミリを超え、10日から15日までの総雨量が588ミリを観測するなど、昨年の7月豪雨を超える、かつて経験をしたことのないほどの集中豪雨をもたらしたところでございます。

とりわけ、市の南西部にあります東厚保町、西厚保町及び豊田前町を中心に家屋の全壊、半壊、床上浸水を初め300世帯、780人を超える家屋被害が発生をしております、さらには住宅の裏山崩壊等の土砂崩れや農林施設、道路、河川の決壊、田畑の冠水に伴う農作物の被害、また、水道施設の冠水によります4、

800世帯の断水等、これまで類を見ない未曾有の被害が発生したところであります。

このような豪雨の中、人的被害が発生をしなかったことにつきましては、市長といたしまして大変安堵いたしているところでありますが、床上浸水により家屋・家財を一瞬にして失われた皆様が、黙々と復旧作業に取り組まれている姿を目の当たりにし、心中を察するに余りあるものを感じ、市長としてでき得る限りの復興支援をしなければならないと深く決意をいたしましたところであります。

このたびの豪雨では、7月13日午前4時18分に下関地方気象台により大雨警報が発表されたことから、美祢市地域防災計画に基づきます第2警戒態勢をとりまして、さまざまな情報収集や水路等のはんらんによる浸水の危険が予測される家屋に対し、土のう設置作業等の応急対策、有線告知放送や広報車による災害注意喚起等の対策を行ってまいりました。

しかしながら、その後も梅雨前線の停滞によりまして気象状況等悪化することが見込まれ、さらには大規模な災害が発生するおそれが高まりましたことから、15日早朝午前4時30分に第3非常態勢、いわゆる、私を本部長といたします災害対策本部を設置をいたしまして、市役所全組織、全職員をもって災害対策への対応を行ったところであります。

夜が明けるにつれまして、次々と寄せられてまいります被害状況や河川の状況等を踏まえ、各地区の公民館、学校施設等の避難所の開設を急ぐとともに、河川のはんらんや土砂災害のおそれのあります、市内8地区230世帯に対し避難勧告を発令をいたし、人命第一の対策を実施をしてまいりました。

このような、時間や水位等との戦いの中、場所によっては一時2メートル近く冠水したところもありまして、冠水地区への消防職員を含めました市職員による避難誘導活動においては、人が家屋や車中に取り残された危機的な状況からの間一髪の救出が成功したことの報告も受けております。

このたびの豪雨により、市が指定をしております避難場所以外の地域の集会所等への自主避難されました方々を含めまして、市内21カ所の避難所に最大で延べ188名の方が避難をされたところであります。

避難された方々には、それぞれ御不自由をおかけいたしましたでしたが、避難所の運営、特に避難された皆様への食事に関しましては、我々行政の取り組みに日本赤十字奉

仕団、国際ソロプチミスト美祢、市内外の企業団体及び地区民生委員の方、また、区長を初めとする地区住民の皆様の御協力をいただきまして、この場をおかりをいたしまして御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

また、降雨量の減少に伴う河川水位の低下によりまして、当面の安全が確保されるに至り、対策本部による被災地域での被害応急活動、市全地域の被害状況調査を実施するとともに、水道施設の冠水によりまして復旧作業に全力を挙げ取り組んでおりましたが、15日午後1時から断水を余儀なくされました4,802世帯、1万2,308名に対しては、水道施設の復旧作業と並行し、近隣市への応援要請にこたえていただきました給水車を含めました給水車全11台による給水活動を実施してまいったところであります。

これまでの災害復旧作業に当たっては、人命を最優先に考えましてライフラインの確保に最大限努めてまいったところでありますが、上水道施設を中心とした冠水等によります水道の断水や、その後の一部地域での水道水の濁り等、市民の多くの皆様に多大な御負担をおかけしましたことを御容赦をいただきたいと思ひます。

さらに、このような大災害時には被災された方々に対しまして、短時間に情報を収集し、時を移さず迅速に的確な対応をすることが、何よりも大事というふうに判断いたしまして、被災地域での床上・床下浸水等の報告のあった住家の床下消毒活動、緊急し尿収集活動、それから災害ごみの処分活動、保健師の方・看護師の方による健康調査等を行ったところであります。

さらには、壊滅的な被害を受けましたJR美祢線のバス代行運行の不備な部分を補足をいたすために、交通弱者の方がほとんどでございますので、JRを利用されておられる方は、市独自によります厚保 美祢駅間の無料シャトルバス運行を既に開始いたしております。

また、被災で猛暑の中、入浴が困難な皆様を対象とした市内3カ所の入浴施設の無料開放を行ったところであります。

さらには、家屋の全壊・半壊等によりまして生活の場を失われ、途方に暮れておられます被災者の方々へ市営住宅の緊急入居支援等を実施をいたしたところでございます。

また、被災直後から、かつて経験のない事態にもかかわらず、美祢市社会福祉協議会の御助力によりまして、いち早く「災害ボランティアセンター」を設置をいた

だきまして、これに伴い一般、高校生、また市内企業・各種団体を初め約700名にも及びます多くの市民ボランティアの方々が炎天下の中、献身的に汗を流していただいたことによりまして、被災家屋の土砂の撤去や家財の取り出し等の支援作業が想定よりも本当に早く達成することができましたこと、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、詳細な被災の状況について現時点での数値につきまして報告をさせていただきます。

まず、人的被害の状況でございますが、初めに申し上げましたとおり、このような過去に類を見ない甚大な被害が発生しているにもかかわらず、人的被害者は皆無であります。

次に、住家屋被害であります。現時点において調査把握しているところでは、家屋の全壊が1棟、半壊が15世帯、床上浸水が92世帯、床下浸水が182世帯、一部損壊が18世帯、合わせて308世帯の方、人数にすれば782名の方々が被害に遭われておられます。

次に、市の施設等の被害状況についてであります。河川の増水によります水道施設におきまして祖父ヶ瀬上水道ポンプ場を初め、簡易水道ポンプ場施設等の機械装置の被害が発生をいたしております。

これにより断水となり、給水車による給水活動を行いながら、懸命な復旧活動を行いましたが、復旧に複数の日数を要したことから、市民の皆様には不自由をおかけいたしました。改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

また、教育施設におきましては、豪雨による土砂崩れ、土砂の流入等厚保中学校ほか10の施設、秋芳北部運動公園等2施設においてのり面の崩壊等の被害が発生をしております。

次に、農林関係の現時点におきます被害状況では、裏山崩壊、農地被害、農業用施設被害の合計は約500件にも上っております。これを超えていると思います。

なお、農作物及び林道被害につきましては、非常に数が多いございますので、現在調査中であります。まだ、はっきり判明しておりません。

次に、土木関係であります。美祢市所管分にかかわります河川・道路・公園等の被害が約400件生じておりまして、山口県宇部土木建築事務所美祢支所所管にかかわるものにつきましては美祢支所において調査・確認作業を進めておられます。

なお、このたびの集中豪雨による被害総額につきましては、現在、市の建設経済部を主管として鋭意調査中ではありますが、市及び県所管分を合わせますと土木農林関係を中心に、約でございますけれども、55億円を超える、また、かなりこれを超えると思っておりますが、被害総額となることが予測されておるところでございます。

また、この集中豪雨によります土砂崩れ等に伴い、市道、県道、国道において50カ所以上の通行どめ等の交通規制を行い、その後復旧に伴い逐次規制を解除しておりますが、現時点においても県道下関美祢線の西厚保町厚保駅前付近を初め復旧を急ぐ路線が複数ございまして、日々復旧に向けた取り組みを行っているところであります。

只今、御説明いたしましたように、多岐にわたり、また膨大な、このような復旧活動に関しましては、全庁的な対応が求められるということから、私の判断で市役所内に新たに災害復旧対策室を現在設置をいたしました。

この対策室を中心に、市の全組織を横断的な連携のもとに全力を尽くして復旧作業に取り組んでおりまして、道路などの交通幹線及び農地関連施設の復旧、2次災害の防止工事など、国・県と連携を図りながら災害復旧を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今回の豪雨災害によりまして被災をされた皆様の各種相談におこたえをするため、来週の月曜日、すなわち8月2日より豪雨災害相談窓口を、すべての災害に対する窓口として、本庁市民相談室、それから厚保出張所の2カ所に設けるといたしております。

また、同様に8月2日月曜日より、今回の被害の甚大さを考慮し「7月15日豪雨災害」義援金の受け付けを市内金融機関の御協力のもと、開始をすることとしておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上、このたびの集中豪雨によります、現段階での災害の概要と取り組みの一端を申し上げましたが、今後、土木・農林災害の調査・確認作業が進むにつれまして、その被害状況もより鮮明になり、被害総額もこれまでに類を見ない規模となることが予測をされているところでございます。

市政を預かる私といたしましても、被災者の皆様におかれましては、一日も早く

以前の生活に戻っていただけることを願っておりまして、市独自の復興に向けた各種支援策を検討し、早急に実施をしまいたいというふうに考えております。

梅雨が明けまして、日中は大変な猛暑が続いております。被災をされた皆様並びに地域の皆様の疲れも頂点に達しておられるのではないかと心配をいたしております。どうか、健康には十分に御留意をいただきまして、美祢市の復興のため、いましばらくの御協力、御尽力を賜りますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

終わりに当たりまして、このたびの災害に当たりまして、各方面から御協力をいただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げますとともに、県を初め関係機関とともに一日も早く災害復旧に取り組んでまいる所存でありますので、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げまして、災害報告とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告をいたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは議案第1号から議案第3号までの3件でございます。

本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表（第1号）、議案付託表、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において三好睦子議員、山中佳子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（平成22年度美祢市一般会計補正予算（第2号））から日程第5、議案第3号美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についてまでを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、提出いたしました議案3件について御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成22年度美祢市一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分の承認についてであります。

これは、今回の豪雨災害において発生をした崩落土砂の倒木除去を初め、避難者への食料供給や災害ごみの臨時収集に要する被災者支援対策経費など、緊急に必要なとなった応急対応経費について補正を行ったものであります。

歳出につきましては、民生費で被災者支援対策経費として45万6,000円を、衛生費で防疫、清掃経費などで442万7,000円を、災害復旧費では道路、農林施設の災害応急復旧経費などとして2億7,135万2,000円の増額を行い、歳入については、特定財源として国庫支出金2,483万3,000円を、地方債2,040万円、分担金560万円を計上するとともに、一般財源として地方交付税2億2,540万2,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額2億7,623万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,571万2,000円としたものであります。

次に、地方債の補正であります。

土木施設補助災害復旧事業債につきまして、地方債の変更を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めます。

議案第2号は、平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

このたびの補正は、6月、7月の豪雨により発生した災害の復旧経費として、緊急を要するもの及び当面必要とする経費について補正をするものであります。

まず、歳出につきましては、民生費では罹災者の自立援護を図ることから、被災者更生援護扶助費の給付金及び災害援護資金貸付金として2,155万円を、衛生費は被災したりサイクルセンター施設の改修工事費302万4,000円を、農林業施設、土木施設及び教育施設の災害復旧経費として2億2,942万2,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入では土木施設及び教育施設災害復旧費国庫負担金を2,626万6,000円、農林施設災害復旧費県補助金3,124万1,000円、市債1億9,230万円、分担金19万5,000円の特定財源を計上するとともに、一般財源として地方交付税399万4,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額2億5,399万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,970万8,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正では、災害援護資金利子補給金を追加し、地方債の補正では災害援護資金貸付事業債ほか3件を追加し、農業施設補助災害復旧事業債ほか1件につきまして、地方債の変更を行うものであります。

議案第3号は、美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についてであります。

美祢市立大嶺中学校屋内運動場は、昭和41年3月に建築し、本年で44年を経過しており、経年による老朽化が著しく、耐力度調査を実施した結果、危険建物に認定されたため、地域活性化・公共投資臨時交付金事業を活用し、平成21年度繰越事業として、屋内運動場を新たに建築するものであり、7月20日に入札を執行した結果、秋山建設・小田工務店特定建設工事共同企業体が2億55万円で落札したところであります。

つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案3件について御説明申し上げましたが、よろしく御

審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第1号専決処分の承認について（平成22年度美祢市一般会計補正予算（第2号））の質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） ちょっと、これ、議長にお願いなんですけど、ここで質問するも、それから次の補正予算で質問するも内容的には災害復旧、ほとんどが、5億3,000万円、合わせると補正を組んだわけでありますので、できれば次の議案第2号で併せて質疑をやったほうが、議員の皆さん方もたくさんの御質問があろうと思いますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） それでは、次の議案第2号のときに一緒にやっていただけたらと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） それでは、この議案第1号専決処分の承認についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

24番(竹岡昌治君) 先ほど、専決処分のおきにもお願い申し上げまして、この議案のおきに質問させていただきます。

まず、議長並びに市長から今回の災害につきまして、るる説明なりそれぞれ関係者の皆さんに対してのお悔やみ、それから御苦勞をされたことに対しまして御報告聞かせていただきましたが、私も床下浸水を受けた1人としまして、切実にこの災害についてやっぱり大変だなという気持ちの中から質問をさせていただきますが、まず、何はともあれ死亡事故がなかったという中に、偶然が重なってその上に職員の皆さん方の適切な判断によりまして、危機一髪で人命救助ができたというようなお話も聞いております。そうしたことに加えて、2次災害もなく、職員の皆さん方、日夜、本当に一生懸命救済事業並びに、その事後処理につかれたことを心からお礼を申し上げたいとともに、被災を受けられた方に対しまして心から御心勞を御慰勞申し上げたいと思います。

その上で、ちょっと質問させていただきますが、先ほど、市長のほうから災害復旧対策室を、本部設置したというお話がございました。それに加えまして、最後に、市独自の支援策を講じたいと、こういうふうに、大まかな話でございましたが、私たち、議会も7月の22日、議長の計らいで全員協議会を開いていただきまして、今回の水害につきましていろいろな御報告なり経過報告を受けたわけではありますが、その後、7月27日に新政会と政和会、2会派で勉強会をさせていただきました。その結果、私はちょっと総論的なことで質問申し上げたいと思いますし、そのほかにつきましては他の議員さん方からも同じような発言があるやもしれませんが、具体的なことはまた他の議員さん方の質問を受けて御答弁をいただきたいと思いません。

まあ、今回の被災は、市長が申されましたように、私も、きのうも現地をずっと回ってみました。今、盛んに復旧作業をやっておられるとこなんですが、しかし、どう見てもこれは何らかの支援策を、もう緊急にやらないと、しかもさかのぼってやらないと、市長が今申されましたように8月2日から相談室を、相談を受けましよう、ということですが、具体的な施策として進めていかなかちゃいけないだろうと思うんです。憲法にもありますように、すべての国民はやっぱり最低限の健

康で文化的な生活をする権利を与えられておるわけでありますので、そうした中で、市長の英断をもって、もう8月2日、いわゆる、きょう金曜日でございますので、月曜日からもう実施ができるというような心組みで取り組んでいただいたら、この臨時議会におきまして、そのことを市長のほうから決定をしていただければ、被災を受けた皆さん方もさぞかし御安心だろうし先行きが見えるだろうと、こういうふうに思っております。

どうか、その辺も踏まえて、あとは他の議員さん方もおやりになるだろうと思しますので、私は総論的なことで市長に覚悟のほどを決めていただきたいと、こういうふうに思いまして質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問ですが、総論ということでの御質問でしたので、私も、まあ、総論的な心構えとしてのお答えを申し上げたいというふうに思っております。

我々は、この地方自治体、特に基礎自治体は地方自治法で規定をされております、その役割はですね。その、まず第1条にその地方自治体、市長は何をすべきかということがあります。それは、最も最初に住民、市民の福祉の増進を基本とするということが書いてあります。その上に、同じく第1条の中に地方自治体は、つまりエリアですね、美祢市で言えば美祢市全域について独自に、その、市民の福祉の増進のためにいろんな諸施策をすることはできるということが規定をされております。ですから、今回のような未曾有の大災害が起こった場合、きょうは冒頭の報告でも申し上げたとおり非常に悲惨な状況が生じております。我々の大事な市民の方があすの生活をどうしようかというふうな状況の方がたくさんいらっしゃいます。そのような方に対しまして、市長としてこのことを判断をしてぜひとも、なるべく早いうちに、ちゃんと生活ができるという希望を持っていただくようなことができるようにしてさしあげるのが、市長の役目だろうというふうに確信をいたしております。ですから、もう、既に各部署に対しまして、それに対する諸手当て、緒施策について方向性をもう出しております。で、これからいろんなことを、まあ、補助事業とかも考えておりますけれども、通常、補助事業であれば申請主義とかいうことがありますけれども、そういうぬるいことをしておったんでは事が済みませんので、そ

の災害が起こったときにたちもどって、さかのぼって事を動かすようにできるように、ですから、今、議員が来週の月曜日からでもというふうにおっしゃいましたけれども、もう、既にそのことは動き始めておるということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は……。関連ということでいいですか。高木議員。

4番（高木法生君） 只今、竹岡議員さんのほうから、このたびの災害につきまして総論的な御質問があったかと思いますが、私はそれに関連いたしまして具体的な事項について御質問申し上げたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、今回の豪雨の災害におきまして被災されました皆様方に、心から改めましてお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の美祢市の災害につきましては、未曾有の豪雨災害に見舞われた次第でございます。この災害によりまして、最低の生活が維持できない被災者に、まあ、緊急対策支援としての災害時の応急対策について御質問させていただきたいと思いますが、今申しました災害時の応急対策につきましては、平成5年の8月でしたか運用されております応急対策事業費の限度額が100万円、また事業費の個人負担20%は周知のとおりでございます。今回の災害におきまして、生活基盤を根底から揺るがすような家屋の全壊・半壊等の被害、そして、その実情にかんがみまして最低限の生活レベル、復旧費用といたしまして限度額を300万円あるいは個人負担を10%程度の緊急対策支援の創設というものが必要であろうかと考えておるところでございます。適用範囲につきましては、家屋の修復工事、最低限の家具、ライフラインの整備、宅地崩壊等が挙げられようと思いますけれども、こうした適用世帯を30戸と想定して試算いたしますと市の負担が8,100万円程度になろうかと考えております。財源といたしましては、本年度の美祢市の普通交付税額も決定をいたしまして、昨年に比べ1.2%の増となっておりますし、この際、基金、例えば集落が大変、まあ、被災をしておるといようなことから、豊かなまちづくりの基金、こうした取り崩しも、まあ、一考ではないかと考えておるところでございます。

以上を申し上げました、緊急対策支援の創設につきまして早急に特別措置を講じ

ていただきたいと思うところでございますが、市長さんのお考えをお伺いしたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の高木議員の御質問ですが、先ほどの竹岡議員の総論を踏まえた上での具体的な取り組みについてという御質問であろうというふうに理解をしております。

御質問の中で、冒頭申されました平成5年の件を申されました。これは、旧美祢市の、まあ、うちは今、合併市ですから、旧美祢市ですね、合併前の旧美祢市において、平成5年にやはり豪雨災害が起こっております。そのときに、緊急的に裏山崩壊に関する措置を実施をしております。そのことが、内規的なものとして存在をしております、それをもって以降も大規模な災害があったときには、それを適用するということが慣例としてあるということになっております。これにつきましては、これを踏まえた上で、今回、提案をしております第2号議案の中で、もう既に補正予算として上げております。100万円を限度として8割補助、ですから自己負担が最高で20万円ということになりますけれども、100万円を超える部分については自己負担ということになります、おおむね100万円以内でおさまる懸案がほとんどであるということが言えると思います。

それと、そのことの後におっしゃいましたことは、土砂等が家屋の中に入って水没した半壊・全壊等のお宅のことをおっしゃったんだろうというふうに思います。これについては、どこの市でも町でも前例がない補助金等で、美祢市もかつての旧美東、秋芳町ありません。で、この美祢市についても、そういうふうな取り決めございませんけれども、今、竹岡議員の御質問にお答えをしました、私の覚悟といたしまして、この市長として、今、何をなすべきかということを考えたときに、これはやはりやるべきだろうと、私も現地を見まして、見させていただきまして、非常に悲惨な状況、ですから、水につかるというだけでも大変ですけれども、それが今回のはんらんの場合は山の土砂をそのまま家の中にぶち込んだという感じですね。ですから、非常に悲惨な状況になっております。それを、こびりついた泥を出していくだけでも少々じゃない労力が生じる。それを、また住める状態に回復していくというのは、非常に負担がかかるというのもわかります。ですから、これにつきまして、今、高木議員も300万円というふうな具体的な数字をおっしゃいまし

たけれども、私も300万円程度、300万円、上限を300万円として補助金、美祢市独自に。ですから、私どもも政策的な補助金という形でやらしていただきたいというふうに考えてます。で、補助事業ですから、自己負担分が必要なわけですが、けれども、これにつきましては90%補助、ですから、300万円を上限ですから300万円目いっぱいの場合については290万円補助と。ですから、自己負担分は失礼しました。270万円を補助と、で自己負担が30万円ということになるということになります。ですから、かなり補助事業としては、手当てとして厚目の、厚目というか非常に厚い補助という形になろうかと思えますけれども、これはやはり、こういうふうな大規模災害が起こった場合の、まあ、市長としての市に対する取り組み、姿勢というふうに御理解をいただきたいし、また、このことにつきましては、ぜひとも市議会のほうの御理解をちょうだいしたいと、逆に私のほうからお願いをするところでございます。

今の御質問については、回答は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか。関連ですか。萬代議員。

5番（萬代泰生君） 先ほど、全体の300万円を基準とした補助のことについて検討していこうというふうに、今、お答えいただいたところでございますが、もう1点、支援策の一つの中に災害に遭われた場合の市税の減免基準というものが設けられております。で、これにつきましては、まあ、市民税、それから固定資産税等についての減免基準が設けられておりますが、まあ、この内容、規則のほうを御見ますと、大変な調査が必要になってくる内容になっております。今後、市のほうとしても、やはり徴収することばかりでなくて、こういう災害に遭ったときの支援策を漏れのないような対策を講じていただきたいというのが1点と、今後、この基準の見直しも検討していただくことが必要になってくるんじゃないかというふうにも思っております。で、昨年、やはり東厚保の山中地域が多く被災をいたしました。で、ことしは同じ東厚保であります川東地域が大変な被害をこうむっております。で、今後こういうふうな災害というのは、毎年起こることをこれからは想定していかなくちゃいけないんじゃないか。だから、この災害が起こったら、もうそれで終わりということではないと思いますし、まだ今後、台風等も来るんじゃないかというふうに思います。そういった状況の中で、今後このような、今回、未曾有の増水があったということだけではなくて、今後こういうふうな気象状況が続いていくん

ではないかというふうにも考えられます。従って、やはりこういう災害を想定して、今後の災害被害というものも想定していきながら、今後執行部のほうでいろいろと、この支援策を講じていていただきたいというふうに考えております。

そこら辺で、まあ、当面、この市民税あるいは固定資産税等について、どのような調査をされて、どう対応していこうと考えておられるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 萬代議員の御質問ですが、市税の減免に関することですね。本来、市税の減免というのは、申請主義です。ご本人が申請されないと市税の減免、ですから免除とか減額というのは起こり得ないということになっております。しかしながら先ほど来、幾度も申し上げましたけれども、今回のような未曾有の災害が遭った場合、行政が、これは申請主義だから、あんた方、災害があったんなら自分から言っておいでよということを待っておるようじゃ、行政の役割は努めない、果たせないというふうに私は思っております。また、私の思っております市役所の職員も同じ思いだろうと思えます。

従いまして、今の市の市税の減免にかかわる調査につきましては、災害がありました7月15日の翌日、もう16日に、もう第1次調査に入らせました。第1次調査を16日に終えまして、その後、7月17日、2日後ですね。それから、今、第2次調査にもう入っております。現在も、まだ調査をしております。これは、申請に基づく減免措置というふうに申し上げましたけれども、市のほうが責任を持って調査を行わせていただいて、これは、もう市税を減免してさしあげるほうがよろしいというふうに判断をできるものを得るための調査でございますので漏れがあってははいけません。ですから、調査に調査を重ねておりますし、また、今回、またその上でもさらに漏れがあってははいけませんから、区長さんのほうには、また御負担をおかけしますけれども、区長さんを通じまして、さらに漏れないかという調査も、また来週にはやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。その上で、今、萬代議員がおっしゃいましたけれども、市民税、それから固定資産税、それからこのことに関しまして国民健康保険に入っておられる方につきましては国民健康保険税、これもそのデータを使わせていただきます、こちらのほうで、それでこの3税についての、三つの税についての減免については漏れないよ

うにやらせていただきたいというふうに考えております。

それと、今、その後半部分でおっしゃいましたけれども、こういうふうな、今回、未曾有の災害というふうに申し上げましたけれども、このゲリラ豪雨というのは、恐らく地球的な環境が変わってきておるんだらうと思います。昨年、非常に厳しい災害を受けましたけれども、ことしもそれが、この当、山口県美祢市にもあったということは、今後、毎年起こり得る可能性が非常に大きくなったというふうに私は市長として考えております。従いまして、今後これが未曾有という言葉は、もう使えないというふうに恐らくなってくるだらうと思っております。大災害が、もう毎年のように起こり得る。ですから、それに対して行政として何ができるか、まず予防的措置、そしてそれを行った後に、また不幸にも災害があった場合、人の力というのは天に対して弱いものですから、幾らその予防的措置を講じておっても災害というのは避け得ないということがあります。ですから、それがあった場合に、じゃあ、どうすればいいか、ということも含めて、今回のことも経験があつとりますので、それを踏まえた上で着々とその態勢を整えていくということにいたします。

それは、もう既に職員に周知をしております。市民の不幸は我がこととして動けと、皆さん方も皆市民ですから、市の職員も。ですから、一生懸命やります。私が、それは約束いたします。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） 災害に関することですが、裏山の崩壊が今回大分聞いております。それで、急傾斜地の工事に関することですが、旧美東町の場合は工事費の個人負担が5%で、先般、美祢市は2%に下がったわけですが、大変喜んでおられる方も多いと思います。それで、その急傾斜地の工事に関係の要件が、例えば、家と家の間が、50メートルやったかな、とか、それから5軒つながっておらんといけんとか、そういうようなこともあるようでございます。それで、この辺の要件等ももう少し緩和をしていただきまして、今言われました、萬代議員も言われましたし、市長も答弁されましたけど、やはり台風シーズン、それから相当地盤が緩んでおる関係もありますし、裏山がいったらそれこそ人災も出てきますし、家屋の損傷も相当大きいと思います。ぜひ、急傾斜地の工事についての要件を緩和していただけるようなことを検討していただきたいと。こういうなことの市民からの要

望も出ております。

御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 岩本議員の質問でございますが、急傾斜地崩壊対策事業で、今回、災害関連緊急事業ということで、昨年議決いただきました、その急傾斜地関係の負担については事業費の2%ということで負担は少なくなっております。しかしながら、先ほど岩本議員言われましたとおり、10戸以上、5戸以上、2戸以上という段階的に国庫事業から県単事業、市事業というふうになります。今回の被災あったところに関しましても、2戸程度の保全戸数が考えられるということで、現在の制度で行えば県のほうで50%の補助、市のほうで48%、地元で2%という制度はございます。その辺で、言われました緩和等がありますが、県の県費補助がどうしても必要ということで、今回の激甚的な全体的の災害で県のほうに力強く県費補助の採択をお願いするわけですが、現状ではそれを全部市でもって対応することもという要望と思われませんが、その辺については今後のことになってまいります。現状の制度の中で県のほうに強く県費の補助を対応してもらうように行いたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） このたびの災害について、特に雨量については美祢市側のデータでは、東厚保588ミリというか、それから秋吉台が580と、量的には余り大差がない。しかし、被害においては厚狭川流域に甚大な被害が及んでいたと。で、こういうことを考えますと、これは今、市独自の対応も必要でございましょうけれども、県との協議はどういう状況になってるか、それを一つ確認したい。

というのが、厚狭川の場合は、非常に急流、過酷深谷とあって、まだ河川がどんどん谷をつくっていく、そして、川幅が非常に狭くなる、そういったところでの、まあ、一時的な大雨による大被害という、そういった面では麦川地区、特に、具体的に挙げれば、かつては山陽無煙がありまして、水はそっちの工場に流れる。それを、今度は県道が東側に1メートルぐらい高く上がってつくられたために、町のほうの上流には土手を超えて、いわゆる全部、こう、街筋に流れ込む。そういう、常に被害に遭っておられる方々の声を聞くと、どうかひとつ、下流からの拡幅じゃな

くて、上流から、一番被害が常にある、そういうところについて、もうここに家を建てておくこと自体が不安でならないと。まあ、そういう面からやはり河川に対する対応は、県と協議が十分なされなくてはならない。そういう面から、抜本的な長期計画にかかわっての対応というのが、これまでになされているのか。今後、どういうふうに厚狭川に対する防災対策を県と協議されるのか。その辺のところを、ちょっとお聞きしたいと、こう思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問ですが、各論的なことについては、後、担当部署のほうで説明させますけれども、総論的な考え方で申し上げたいと思います。

御承知のように、この市役所の前、さくら公園がありますよね。あそこは非常に大きな公園ですけれども、実はその目的は調整池、厚狭川、伊佐川の調整池の機能です。ですから、こういうふうなはんらんを豪雨とか大雨とかいう対応するために、あそこに大きな池をつくって流れ込んだ水を一遍調整をして、その下流に流すという機能を持たせるための大きな目的でつくったものでございます。その周りをさくら公園として整備をしておるということです。ですから、今回、この豪雨につきましても、今回のこのさくら公園の川の改修がなかったら、さらに西厚保、東厚保地区の被害は甚大なものになったと起こったというふうに言えるというふうに思います。

また、上水道の施設もこの下流にありますから、その冠水の仕方についてももっとひどい状態になったというふうに思っております。ですから、そういうふうな形で県と、この市については逐次この河川のあり方について協議をしながら、改修できるところについては改修をしていくということをやってきておるところでございますけれども、まあ、大きなことで言えば、それはどおっと川幅を広げれば水の流れというのは幾らふえても、それはそれを超えることはありませんから、非常に簡単な理屈なんですけれども、その周辺にはお住みの方がいらっしゃいますし、また、この美祢市というのは都市的条件が中山間にありますから、山をかんでおりますんで、そこら辺についてこの蛇行しておりますから、それに要件もあるということで、簡単にその河川改修が、ある一定のところまで一生懸命やっておりますけれども、容易じゃないということも理解していただきたいと思います。

各論につきましては、また、部長のほうから説明いたさせます。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 河川につきましては、河川ごとに整備内容を定めました河川整備計画ということがありまして、長期にわたり厚狭川、厚東川、大田川等々の整備計画でされております。しかしながら、先ほど言われました麦川、厚狭川の主流になるわけですが、15年の災害で道側の護岸のほうが低く道路が高いということの地形上のことがございます。それにつきましては、15年の災害をもって県のほうに強く要望をかけまして、現在3ヶ年前から測地に入りまして、工事についても住宅側の右岸側の根固め等を対応し、今後、左岸側の、道路側のほうですが、護岸を引き手、道路側に広げまして、断面を広げるという計画でちょうどその事業の最中という状況にございます。麦川については、そのような15年の災害をもって個別的な対応が、今、されるということになっております。

で、それ以外の河川につきましても、基本的に河川の治水は対応されておるわけですが、河川の外側、内水面といいますが、川の中が外になりますので、内水面側の川に、本流に入る水路等については、その地域の流域の面積等で今回も本流の水の勢いがありながら、それに入る主流の水路等がのまないということで、廷内川が冠水するという状況になっております。前回、去年もことしも同じような箇所、今回、西厚保方面、東厚保方面が甚大だったわけですが、そういう影響であると。で、局所的な対応、豪雨が局所的に降るとい、ゲリラ的に降るといということで、その辺が一段と踏まえた検討をしなければならぬということ、すぐのことにはならないということになります。予防的な対応をしながら河川ですから計画の中に、今後、県のほうに強く、今までもしてはいたしましたが、より一層の計画をしていただくように考えております。

当面、今は河川の浚渫等を、数日前に、安富議員のほうから言われましたが、河川の浚渫等については、維持の範疇ではなく公務の工事として予算化されてます。その予算が若干少ないということで、何らかしら河川断面を損なっておるという状況がございまして、以前よりは河川の浚渫については強く要望しておるのが現状ではございます。今後、全体的な河川についても県と協議を図りたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原議員。

1番（馬屋原眞一君） 私から、まずこのたびの西厚保地区における、まあ、増水

につきましては、先ほどからありますように2メートル以上冠水したというのが、厚保中学校から下関側にあります大村地域でございまして、実は、まあ、今までそういうことが経験がないというふうな住民が大半でございまして、また、いろんな人の話を聞きますと、当時7時半前後の増水スピードがものすごい勢いでありまして、まあ、普通ゆっくり増水してくれば、皆さんはゆっくりと避難することができるわけですが、あれよあれよという間に増水をして家の中に残されたというふうな状況があったようございまして、まあ、このたびの救助は救命ボートによって6名の方が救助されたというふうなことを、後から報告で聞いておりますけれども、そういうふうな救助の方法しかなかったと、皆さん近づこうと思っても、胸まで水がつかっておるといような状況で、一般の人は近づけないわけでございます。本当、目と鼻の先、200メートル先に救助を求める人がいても、助けられないというふうな状況が現実として起きたわけでございます。

先般、消防署で聞きますと、救命ボートは3台あるようございまして、配置内容を聞きますと、どうも今回のような状況の中では十分に発揮できないというふうに思っております。なぜかといいますと、まず交通が寸断されまして、どこの、主だった幹線が通行止めになっておるわけです。従いまして、最後、西厚保に入ってきたのは、中国自動車道を通って西厚保のインターチェンジからおりてようやく、どうにかこうにか入ってきたということでございましてけれども、このたびは、たまたま県警との共同作業ということもありまして、そういう作業ができたようございましてけれども、なかなか今の救命ボートの設置状況では不十分じゃなかろうかというふうに思います。工作車あるいはいろんな作業車が出られるときには、ゴムボートであれば折り畳みでございまして、ポンペが1本あればすぐ使用可能になります。従いまして、そういうふうなボートの増設といいますか、そういうふうな充実を進めていただきたいと思っております。

たまたま、このたび人災がないというふうになっておりますけれども、先ほどから市長さんのところでもありましたけれども、本当、危機一髪ということで、たまたま昼間であったから助かってるわけございまして、これが夜であれば確実に悲惨な事故になっておったというふうな状況も聞いております。従いまして、いろんな準備をするにこしたことはございませぬし、そんなにお金がかかるわけじゃございませぬので、救命ボートの充実は、お願いしたいというふうに思います。

もう1点でございますけども、先ほどから家屋関係は、いろいろ、るる出ておりますけども、農林業施設の災害につきましては相当な被害と、先ほど30億円とか何億円とか、こういうふうな数字、概算出ておりますけども、それ以上のものだろうと思います。また、今の改修、災害復旧の自己負担が20%となりますと、今の状況の中では、もうやめたというふうな方も聞いております。やはり、これは、やはり去年は農業災害、7月21日の水害につきましては、激甚指定を受けております。ことしも受けられるような、そういうふうな、市としての動きをされるのかどうか、それを聞きたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 馬屋原議員の御質問ですが、馬屋原議員は地元の市会議員ということで、出身のね、最もよく、その実態を御存知だろうと思います。そういう中から、今のゴムボートの話も出たんだろうと思います。細やかにいろいろ聞いておられるでしょうから。実際に当日の災害、15日早朝についての災害についても、うちの消防署のほりからもアルミのボートを持って行って救助活動に当たっております。で、今のゴムボート、うちがアルミが1そう、それからゴムボートが2そう、合わせて3そう持ってます。で、うちが中山間の地で、市が海を持ってない市としては非常に珍しい市なんですけれども、それでもボートを持っておるといのは、やはり湖とか沼とかそういうことを想定をして一応配備をしておるわけです。で、今回のように、道が川の状態になる、濁流の状態になるということは想定外であるわけでございますけれども、先ほどの萬代議員の御質問のときにもお答えしましたけれども、この未曾有という言葉がこれから先、もう未曾有という言葉が使えなくなるというふうに思ってます。そのことを受けまして、消防長のほうとも今のボートの件について、ちょっと協議をしました。どうだろうかと、もっとふやして各、例えば、消防団単位で置くとかということも可能かなということも話してみたんですけども、現実問題としてゴムボートそのものを膨らませていくということにならないとできないということと、それとゴムボートは劣化をしますんで、消防本部のような、消防署のように逐次、適宜メンテナンスをしておけば大丈夫ですけれども、使わないで直しっ放しで、いざというときに使うって、もし救助があったときに、それが漏れておってかえって救助活動で2次被害が出るということもありますので、

その辺の手当ても必要だろうということがあります。

それと、今、国のほうにおいても、このゲリラ豪雨、非常に議論になっておるようでございます。私も、国の中央に対して、中山間においても、今、言われたように、ゲリラ豪雨もあり洪水になる、ボートが必要だから、その辺の手当てをできるように、広いですから、中山間、人口は少なくて過疎地というのは、広い面積を持っていますから、それに、津々浦々ゴムボートを配備しようとしたときに、非常に金がかかりますんで、もしくはアルミボートをですね、その手当てを、どうか特別交付税とか算定の材料にしてほしいということも、今、働きかけております。

それと併せて、今、激甚災害のことをおっしゃいましたけれども、これについても行政として当然のごとく間に県がありますから、県のほうにも国につなぐということのお願いはもちろんしますけれども、私も直接、国のほうにそのお願いをしていこうと、今、その準備もしておるところでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、質問まだあるようですから、この際、ちょっと10分間ほど休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時10分休憩

.....

午前11時24分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか質疑はございませんか。荒山議員。

12番（荒山光広君） 先ほど来、このたびの災害につきまして、厚狭川流域のいろんなお話も出ております。先ほど、市長からも災害の報告の中にもありましたけれども、厚狭川の流域、祖父ヶ瀬にございます水道の水源地と申しますかポンプ場と申しますか、そこが冠水をいたしまして、このたび大規模な断水の状況が発生したということでございます。たしか、昨年もポンプ場がつかったというふうな記憶がありますけれども、こういった昨今の大きなゲリラ豪雨的なものが頻発しますと、これからも今の施設では冠水を繰り返すんじゃないかなという気がいたしております。

何よりも、断水をいたしますと、市民の皆さんが一番不便をするわけでございますし、水道事業の経営面から見ましても、断水の間は、当然、売り上げもないとい

うふうな状況、それから復旧するにしても大変な手間がかかると。まあ、今回も山口、萩、長門から給水車の応援も受けたというふうな報告も以前あったように思います。そういったことで、まあ、今回の補正とは直接関係ないとは思いますが、今後の課題として今の水源地あるいは施設の改修といいますか、周辺をかさ上げをする、まあ、具体的に言えば、かさ上げをしながら、こういった豪雨が来ても冠水をしないうようなことにしていかなければ、どうしてもいけないんじゃないかなという気がしております。

これは、今すぐ今回の議会でどうこうではないと思いますが、今から、また、所管は総務企業委員会だろうと思います、また、委員会の中でも御議論があらうと思いますけども、当面、今の水源地の確保について、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 荒山議員の御質問ですが、おっしゃるとおりです。

先ほどから、幾度も申し上げてますが、このゲリラ豪雨がもうことしに限ったことじゃないということで、来年もあり得るという想定のもとで、やはり行政体は動くべきだろうというふうに思っております。

昨年のお事もおっしゃいましたけれども、昨年やはり集中豪雨がありまして、上水道の水源、ポンプ場が冠水いたしました。しかしながら、昨年はことしほどではなかったということで、ある一定の防水対策をとりましたから、つかりましたけれども、その水に耐えることができたわけですが、今回、また、その想定を超えておったということです。この想定を超えるということが、日常茶飯事に起きるということを想定しなくちゃいけないというふうに思っております。ですから、今回、上下水道局長を呼びまして、もう、来年も来てはいけないけれども、来るというふうに仮定をして、それに対処すべきであるということの指示をしております。

ですから、具体的に申し上げますと、厚狭川の水が河畔にありますから、擁壁を非常に強固高いものにして水が入り込まないようにするという方法もありますし、また、ポンプ施設、用水施設ですね、そのものを、高いところに持ち上げるとか、いろんな方法が考えられると思います。いずれにしても、どの方法が最も適切で災害に耐えられるかということ、早急に調査をして、検討をして遅くとも来年の梅雨時、梅雨の時期までには、それが耐えられる、ことしの水害に耐えられるというこ

とであれば、それに想定をして対処するということにします。そうすると、それから以降についてもある一定の効果は十分期待できるということです。ですから、それをやろうというふうに思ってます。これは、やはりライフラインというのは、非常に市民にとって大切なもので、冒頭の、どこで申し上げたですかいね、地方自治法の第1条に、市民の福祉の増進というのが第一義に書いてあります。地方自治体が持っている仕事としてですね。それに、当然のごとく、その、常に正常な水を市民にお届けをするという役割を含んでおりますので、それが損なわれるようであれば、やはりいけないというふうに私認識してますから、もうやれというふうに、今、ゴーサインをかけてます。かなり金がかかりますけれども、その断水が起こったときに水道というのは、非常に収入の面でもダメージを受けるわけですから、その相殺で考えても当然のごとくやっていく必要があると。水道事業体は会社でやっていますから、企業体でやっていますんで、ですから企業として生き残るための意味で上においても、これはなすべきであろうということで、もう既にそのことは指示をさせていただきました。

よろしいでしょうか。以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） 先ほど来、いろいろと議員の皆様からの質問で、大体のことは把握できておりますけれども、先ほどの、ちょっと1点、2点ほど確認させていただきたいということがあります。

まず、1点は先ほど市長のほうから政策的に独自の補助金を支出して、災害に遭われた方を救っていくんだということを申されました。で、まあ、具体的に上限300万円で、まあ、10%の自己負担でやっていきたいということでございますが、先ほども、ちょっと説明を聞きますと、まあ、家屋に土砂が入って家屋がそれに伴う崩壊をしたというときに限って300万円。で、裏の土砂崩落、裏山の土砂崩落ですか、これについては、今までどおりの100万円だというような御回答だったかというふうに思いますが、何が私言いたいかといいますと、裏山の土砂が崩落して、今、現実には業者さんに見積もりをとって、それを除去しようというときに、例えば、まあ、豊田前地域でもおられるんですが、80歳以上の御老人2人で家屋におられて、裏山が崩落して、それを除去するのに300万円近くかかると。なおかつ自分の持っている田や畑が土石流に侵されて、今後どれだけお金がかかるかと

というのは現時点ではわからないというような状況で、まあ、先ほど馬屋原議員のほうからも申されましたけれども、もう田をつくる気力もないと、もう直してもそれだけお金をかけるほどのものでもないから、このままにしとくというようなことを申される方が多くいらっしゃいます。で、そういった面でも、やはり、まあ、先ほど言いましたように家屋に土砂が入った方のみでなく、そういったもう少し幅の広い弾力的な政策をとっていただければありがたいなという思いもしておりますので、再度確認させていただきたいんですが、やはり裏山の崩落の土砂、これを取り除くのに、やはり300万円近くお金がかかります。まあ、もうそれなら、もうやらないよというふうになってしまうと、今後、2次災害、3次災害起きてくる可能性がございますので、その辺についても考えていただきたいというふうに思いますが、再度お聞きしたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の、西岡議員の御質問の趣旨、思いはよくわかります。私も、今回災害を受けられた水田等も見回りしました。で、国会議員の方も来られましたんで、その方々にも見ていただきました。というのが、なぜかといいますと、今、言われたとおりなんです。我々の持つておる、その中山間の山、田、これが日本の国土を支えておるといことですよね。我々の、この僻地に住んでおる、まあ、僻地という言葉は悪いですけども、過疎地ですね、その、私どもの市は全域は過疎地ですけども、過疎地域に住んでおる日本人口の割合というのは8%なんです。全人口の8%が過疎地域に住んでます、美祢市を含めてですよ。で、その過疎地域に8%が住んでおる人たちが、実を言うと全国土の、概算で言うと53%程度は過疎地の人が見ているということで、過疎地に国土の53%が、逆を言えば過疎地域ということです。それを、人口の8%が見ておるといことです。ですから、国土の半分以上をわずか8%の人口が保つておるとい大きなことが、国全体で言えば言えると思います。これは、国会議員の方にも話してます、今、私は。それが、こういうふうなゲリラ豪雨のようなことで災害を受けて、もう水田を保つのをやめようと、嫌になったということが、我々、美祢市だけに限らず、これが、今、全国的に起こってますから、全国のゲリラ豪雨を受けられた中山間の過疎地の方々ですね、やめてしまうと日本が持つておる、このかん水能力、その水田が持つておる、山が持つておる、水を、これほど、水が降る、雨が降る、この日本国土ですから、それ

水を保って災害がないようにしておるのは山であり、水田であるわけです。それを、もう保つことが嫌になったということになりますと、国土全体の育成が立ち行かなくなるんじゃないかということをお願いしました、国会議員の方々にですね。ですから、一市、我々3万弱の地方自治体が一つで、この全部のこういうふうな災害があったときに、単独市費でやれと言われたら二、三年で我々美祢市の財政パンクします。美祢市そのものがだめになってしまいます。それは避けなくちゃいけません。私も市長として、災害が遭ったところに対しては手厚くしてさしあげたいけれども、それを際限なくやってしまいますと、美祢市を倒してしまいます。そうすると、今、ここに住んでおられる方々に夢と希望と誇りを持っていただけて、その政策をやってますよと申し上げてるけれども、根本から、もうなくなってしまいますから、それは避けなくちゃいけない。しかしながら、災害に対しては、ちゃんとした手当てはしていく必要が必要であるということ。

そうすると、どういうことが起こるかと考えられるかといいますと、国と言うなら非常に借金を抱えておると言いながらも、日本国土は、日本国そのものは御存知のように世界最大の債券国なんです。日本国というのは大きな金持っておるわけです。で、日本政府は、やはり国土の半分以上を支えておる、この過疎地域に対して、やはりある一定の、災害があったときに手当てをする義務があるんじゃないかというふうに私は申し上げました。それを、ぜひとも、今、民主党政権になりましたけれども、今、民主党政権、どこの政権でもいいです。やってほしい、もうやらないと間に合わないよというのを申し上げました。で、それをぜひとも、先ほど激甚災害の話が出ましたけれども、お答え申し上げた、馬屋原議員にお答え申し上げたけれども、農林水産省サイドのと国土交通省サイドで、同じ災害が起こったときに激甚を適用するかしないかちゅうのが縦割りで全然違うんです。これもおかしい。同じ災害が同じ地区に起こっておるのに、こちらは激甚災害があって、こちらはならないというのはおかしいんじゃないかと。なぜこういうことが起こるかということ、こういうふうなゲリラ豪雨ということが想定がされてない法律があるんです。それが、まだ生きてます。ですから、これがもう当り前のことであれば、私は、もう、この美祢市でこれが当り前であると、当り前のようには起こり得ることであるということを想定のもとで、今、市を変えていこうとしてますけれども、やはり国がその思いでやってもらいたいというふうに思ってます。

で、今の裏山の土砂災害ですね、ですから裏山が崩れて、その敷地内に土砂が入ってきたよと、それをのけるものについては100万円を上限にして補助金を出しましょう、そのうちの2割は申しわけないけど御自分で負担していただきたいと。この制度も、実を言うと、山口県の中の自治体で、我が美祢市だけです。ほかにやっておられるとこ、萩市が上限が20万円で、ほかないです。その100万円ですら美祢市が最高、突出して高い100万円でやらせていただこうと今しとるわけです。

で、今回、非常に多い件数ですね、それを、例えば300万円、500万円で上限にした場合、ちょっと先ほど財源のことを申し上げましたけれども、これが毎年起こるようであれば、これを当たり前のようにはやりますよということを、私は、それは人気商売と思えばやりたいですよ。やってしまいますと、美祢市の財政を根本から崩す可能性があるんです。それを、今、申し上げたように、国が県がそれを見てくれると、半分見てくれる、3分の2見てくれるということであれば、当然のごとくやらせていただきたいけれども、全部、単独市費です。市民の方の税金をもって、それをやるということになりますと、なかなか、非常に厳しいことがある。ですから、その100万円のその補助事業をやることですら、非常によその市に比べれば手厚く、この災害に対してやっちょるということを理解していただきたいというふうに思います。これは、本当、私、市長としての思いです。実を言うと、私、してさしあげたい。しかし、その財源については、非常に問題があるということですね。

で、実は、今、私も実は検討したんです。300万円まで出せないかと、それも考えました。それで、今の時点でわかってる範囲で、裏山土砂災害があったのが120件程度です。そのうち、この補助事業、10万円未満の災害が20件程度あります。ですから、残りの100件が、この補助事業の対象と思われるんですが、そのうちの8割が、この100万円以内のとこなんです。ですから、そこについては、その100万円以内でおさめますから2割負担で済みますけれども、100万円を超えた残りの20%部分については、もうちょっとお金を出していただく必要が生じる。だから、今おっしゃった特定の、恐らく農家の方は想定しておっしゃったんだろうと思いますけれども、そこはそこに入るだろうと思います。ですから、そのとこ、そことこに合わせてしてさしあげると、本当は市長としてやり

たい思いはあるんですけども、もしそれをやりますと全域また広げて適用せざるを得なくなりますので、その辺もちょっと考慮しております。

ということで、御理解がいただけないでしょうか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、この際、午後1時まで休憩をしたいというふうに思います。その間、会派代表者会議ちょっと開きたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

午前11時40分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか質疑はありませんか。安富議員。

22番（安富法明君） お疲れでございます。大分、課題や問題点等も出たところでございますが、午前中に会派の代表者会議が開かれたようでございます。それで、まあ、午前中に村田市長も激甚災等についての思いも話されました。で、先ほどから激甚災についての指定といいますか、このたびの災害も局地的な部分がかなり色濃く出ております。で、結果として山陽小野田の厚狭の辺が上流域の降雨量等に関して大きな被害を受けたということで、厚狭地区については河川の激甚対策特別緊急事業ですか、の採択を求めるような要望なり動きがあるようでございます。それで、やはり議会としても、やっぱり議会の意思としてそういうふうな要望決議なりを出すべきだろうというふうに思います。

で、もう一つは、地域、まあ、美祢市として今回の補正予算についても、特別交付税が大きく充てられております。御案内のように、特別交付税は普通交付税のようにさしたる明確な算定根拠というか基礎もないわけですから、我々としてできる限りいろいろな形で、その意思を示していく、伝えていくことが大切だろうというふうに思いますので、議長のほうで、その御配慮をお願いをしたいというふうに思います。

そこで、1点だけお聞きをするんですが、今回の災害を、先ほども話がありましたが、7月22日に議会としても現地を踏査をしました。で、最初に思いましたことは、かなり局地的な部分があるなというふうな感じは受けましたが、とにかくもう、これで復旧がといいますか、復興なるんだろうかというほど、まさに大変な災

害。恐らく、旧美祢市始まって以来なんかなというような感じも、私わかりませんけども思いました。

で、そこで、復旧に際してですが、先ほどから議員さんからいろいろ話も出てましたように、その生活再建の意欲といいますか、あるいは田んぼなんかですと営農の意欲的なものを失いかねないような状況が、全滅に近いものが出てるところは、特にそうだというふうに思います。で、そういうことで、一日も早い復興ということが望まれるわけなんですけど、そういうことを考えましたときに、復旧作業の取り組みの中で、まあ、県が主管するもの、それから市がやらなきゃならないこと、あるいは建設課の所掌のものとか、農林のもの。で、こういうふうな、あと公的な機関、共済組合なんかも関係をしてくるんじゃないかというふうに思うんですが、例えば、一面、何というんですか、河原状態に水路も道路も田んぼもということですから、何から、復興するのに、何から手がけたら一番早期に復興できるかということ、県、市、それからあるいは各課、あるいは関係の機関等の枠を超えて協議をされた上で対応をされるのが、私はベストじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、この辺の、これからの課題になろうかというふうに思うんですが、どのように考えておられるか、例えば、今は田んぼが何とか土砂はなくなっても、青く保てても、用水が上流でだめだとか、排水がだめだとか、道路がだめだとかっていうふうな感じで、まあ、ゆくゆく収穫は見込みがないというふうな場合には、復興のためには共済組合等々も連絡・連絡をとりながら、もうそれなりの評価を、損害評価を出してもらって、十分な復旧作業ができるような対応を、行政としても指導するべきだろうというふうなことを思います。それが1点。

それから、あと一つ、地区によって、何といいますか、土石流が発生してます。で、通常の河川の工事でありますとか、道路の復旧とかっていうことも当然進めていくんですが、治山といいますか、あるいは土石流対策ですね、砂防ダムですか、要するに砂防堰堤っていいですか、そういうふうな感じの、地区によっては大規模な、そういうものがどうしても必要なところがあります。ですから、復旧作業と同時に、併せて、防府の老人ホームが被災したときに、上流域の砂防があったんですけど機能しなかって大きく、今、大きいのが今できてますけれども、当然そういうことを併せて考えていかないと恐らく、ああいうこと、状況を経験された人は二度と、もうここ住めないんじゃないかと、住みたくないというふうな思いもあろうか

というふうに思います。ですから、そういうふうな不安に対して、行政が少しでも早く方針を示してあげれるということが大切だろうというふうに思いますので、そのことについても執行部のお考えをお伺いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員の御質問ですが、2点ございました。

まず、1点目のほうですけれども、今後、災害復旧に向けて私、この壇上で申し上げたように、市の中には災害復旧のための対策室を早急に設置をいたしました。もう既に動いとりますけれども、ここ共済組合、農協、それから森林組合等、関係機関と調整協議をして、どういうふうな形で対応を、それぞれのケースが個々また違いますので、最も適切適正かということ調整していくということは、非常に大切だと思います。それ、やらせます。対策室を、うちのほうに、市にできておりますから、そこを通じてやらせるということを行います。

それと、今の土石流の関係ですけれども、まことおっしゃるとおりです。豊田前保々、九区ですね、それと東厚保、小杉のところの、見られたでしょうけど、本当に木が根こそぎ折れて、そして土砂とともに水路を破壊をして水田が土石流で壊滅的にやられておるといふ、面積が、3ヘクタールぐらいありますかね。非常に広い面積です。あそこを持っておられる農家の方とも、私、現場でお話をさせていただきました。言われるとおりです、もう嫌になったというふうにおっしゃりました。で、そのことも聞いておりましたので、先ほどのいろんな御質問るお答え申し上げたんですけれども、もう百姓をあきらめたと、田を見るのあきらめたと、山を見るのあきらめたと、これじゃ若い者にもつなげないという思いをさせていただきましたらですね、もうこの地域というのは崩壊にどんどん近づいていきますので、今回のこのゲリラ豪雨は我々が大事にしておる、この美祢市の崩壊を早める結果に、きっかけにしちゃいけない、というふうに私は、本当強く思っております。

ですから、そのための対策につきまして、今の砂防ダムとか、そういうこともあります。それも、市単独ではとてもじゃないけど対応できない、莫大な経費がかかりますので、今後、担当の部課長とも今、話をしておりますけれども、県・国と協議をさせていただいて、砂防堤ですね、それも含めて対応したい。

また、それをするという事は、今後の砂防に対する、土砂崩れに対する対策になりますけれども、現実、既に起こっておるところについては、それはどうい

ふうな形で除去していった、水田を回復していった、水路を回復していった、また、農道を回復していくかということも必要ですから、その総体的に、できる限り早い時期にやっていきたいというふうに思っております。非常に多岐にわたっておりますし、箇所が多いですし、難しいですけれども、市を今、全力を挙げてそれに取り組みせておりますから、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。山中議員。

7番（山中佳子君） 4点ほど、質問いたします。

先ほど、家の被害が全壊1棟、半壊15軒ということでしたが、この被災された方の市営住宅への入所状況はどうなっておりますでしょうか。そして、家賃はどのようにしてらっしゃいますでしょうか。

それから、豪雨災害相談窓口を設置すると言われましたが、ここに待機する方、例えば心の相談カウンセリングなんかもいらっしゃるのかどうか。

それから、臨時バス、無料バスを厚保 美祢駅間を走らせるとおっしゃってましたけれども、この乗降なんですけれども、バス停でないといけないのか、まあ、フリー乗降が可能かどうか。

それから、急傾斜地の話ですけれども、もう工事済み地がさらにまた、今回崩壊したというような場合は、このたび申請していいものかどうか。

以上4点お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 山中議員の1点目の、市営住宅が、被災された方の入居状況ですけど、5世帯の方が入居されております。それで家賃は6カ月免除でありまして、敷金等は必要なしで入居されております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 相談窓口についてでございますが、目的といたしましては、被災された市民に対しまして、支援制度等を周知し、制度の活用を促すとともに、復興を支援するための相談窓口としております。

相談窓口の設置箇所については、市役所の市民相談室及び厚保出張所で行うようにしております。

それから、相談員ですが、今現在では市民福祉部の職員、主査以上の職員で対応をすることとしております。で、市役所については1名で対応し、各課に連絡がすぐつきますので、各課担当者呼びまして説明等を行うようにしております。厚保出張所につきましては、最初の1週間については2名の対応をしております。必要があれば、健康増進課の保健師等も対応を、これから必要があれば考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 3点目の、無料バスの乗降場所についての御質問ですが。

原則としては、各駅を乗降場所というふうに考えておりましたが、スタート時からバス停にも、バス停からも乗降できるようにと、で、まあ、それ以外にも、できるだけ便利なようにというふうに考えておりますが、美祢駅に停車しますJRの代行バスとの連絡を考えておりますので、余りフリーにし過ぎると、その時間に間に合わないという事態も生じますので、まあ、それを考慮しながら、できる限り柔軟にということに対応しております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 4点目の、急傾斜地防止工事をしたところの被害等ということ。

認識としては、隣接で2カ所若干の崩壊があるということ、県事業でやっておりますので、すぐさま、県のほうに報告しまして、その対応を今、していただいている状況でございます。

防止工事自体の損壊というのは、現状では聞いておりませんので、また、情報等がありましたら対応する構えでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、今回の豪雨災害において被災された方の現場、そして、そういった被害を受けられた方の要望と、そういったことをしっかりと今回お聞きさせていただきました。

それで、今回、基本的には行政、市の動きというのは、私も早朝6時半ごろに麦川でお年寄りの方が取り残されているということで、情報が入りましたので、行った際には、もう既に市役所のメンバーも来ておりまして、もうレスキューを呼ばなくてはならないそういった状況の中、すぐ呼ぼうということでお話しして、そういったことで、あとレスキューで助けられたということもお聞きしております。非常に、今回行政、市の動きは、私は非常によかったのではないかと、そのように思っておる一人であります。

それで、そういった中、今回、いろいろ被災者の意見をお聞きしまして、特に東厚保町の江の河原とか、そういったところに一気に、要するに土石流、水害ですね、かなりの範囲で床上にもなると、また、西厚保町の大村、そして坂本一区、二区、こういったところも非常に床上浸水ということで、そういった中に、そういった方たちが15日の早朝、一気に水が来たもんですから、もう、逃げようにもその避難場所に水があって行けないと、そういう状況の中であって、今、行政としても、そういった豪雨の際には避難場所とかいうのを、きちっと、地元の方はわかっておられると思いますけれども、既にそちらに行けない状況と、そういったときに、今後、どう、避難場所については、今回の豪雨災害でかなりのエリアが冠水しましたので、その辺も考慮しながら、避難が非常に、その厚保中学校には行けないと、そうなったときに、今度はどういったところに避難していくかと、そういったところも、今回、行政としてはいろいろ考えておられるとは私は思っておりますけれども、その辺について、今回の被災者、受けられた方の避難しようにもできなかつたと、そういう声も非常に多く聞いておりますので、この辺に対してどのように今後対応されようとされてるか、この点1点だけお聞きしたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問ですけれども。

実は、この豪雨災害の前、6月に、ことしの6月に、こういうことがあったらいけないということで、前もってこの保存版で美祢市防災ガイドブックというのを市報と一緒に各世帯全部に配らせていただきました。この中に避難場所も記載されております。で、避難の仕方とか、こういうふうな災害があったときはどうすればいいか、ということも記載させていただいております。

ですから、今回の災害についても、これはある程度役に立ったでしょうけれども、

余りにも急激に、早い、大きな増水であったがために、なかなかこれでカバーし切れなかった点多々あったかと思えます。

それと、避難場所ですけれども、我々が今指定をしておる場所に避難をされました。それと、きょうもそれも壇上で申し上げましたけれども、それとは別に、御自分が自分の地区の集会所とか、そういうところに避難された方もいらっしゃいます。市が指定をしている避難場所に行けない、というケースもございますので、それも、もう情報として入っておりますから、災害対策本部でも話しましたし、協議いたしましたし、今の災害復帰に向けての対策室の中でも協議をしております。

ですから、今後、今現在我々が定めております避難場所等とは別に、それをもう一遍、これは必要です、必要な場所です、必ず要る場所です。それとは別に、さらにまだ追加指定が必要があるんじゃないかということも、今認識しておりますので、その辺も協議をさせていただきたいということです。

ただ、余りにふやしますと、逆に混乱を招くということで、あと行政としてのフォローアップが非常に困難になってくるということもありますので、その辺を勘案しながら今、調整をしておるといった段階です。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。山本議員。

15番（山本昌二君） 議長さん、質疑というよりか、ちょっと御気付き等を申し上げて、ちょっとお礼の言葉にかえさせていただく面があるかもわかりませんが、議長さん、いいですか。

議長（秋山哲朗君） はい、どうぞ。

15番（山本昌二君） はい。今回の豪雨につきましては、私も親戚がちょっと、小野田の厚狭のほうにありまして、その家にもちょっと行ってきたんですが、非常に美祢市の対応がすばらしかったというのを実感いたしました。

で、先ほど午前中、市長さんの御報告の中で間一髪の、いわゆる救出ということをおっしゃったんですが、実は、この件につきまして、私もお話を聞きましたので。

一昨日、消防署のほうへ行ってお聞きしたんですが、非常に消防署の職員の方が、何ていいますか、延べ人員約60名近い方がずうっと待機していたということ、もちろん消防団も約300名近い方が各地域で待機し、そして出動しておったということも聞いておるわけですが、一番最初に、市長さんが間一髪と言われた、この写

真をここにちょっと今、見させておりますけれども、本当、この状態では大変だったんだなあと、消防署員の方が本当胸まで水の中へつかって、そして水の流れる中で、ロープを農家の納屋から借りてきて、まあ、当然ロープ流れるかもわかりませんが、農家の方が快う消防署の方へロープを渡されたそうです。そのロープを投げるうちに、この二十歳前後の男性のところにロープ届いたというようなことをお聞きしまして、非常に私といたしましては、すばらしい救命措置やられたなというふうに思います。

それから、本当、これについて非常に市民の皆さん全員で、消防署が今回とられた救急体制にとられて、あるいは救命に感謝の意を表すべきではなかろうかというふうに、幾ら仕事とはいえ、水の中に胸までつかって、ロープを投げて引き寄せるといふ、自分の命をどうかというような状態までやられたというのは、非常に私も感動して涙が出た思いがいたしました。

それから、次に、教育委員会から早く指示されて、学校の休校ですね、小学校、各地域で旧美東町、秋芳町あるいは美祢市それぞれされたということは、非常に早目に措置とられた方について、非常に私もお礼を申し上げたいと思います。子供たちも非常に朝早くから、どうこう、どうこうと申しておりましたけれども、休校となるとすぐ次の友達の家へ電話して、安堵したような雰囲気も聞いておりますし、うちの近くの子供たちも本当に安堵しておりましたことを、まず、次に申し上げておきます。

それから、現地に参りまして、2日間ではございましたけれども、地域の方もおられましたし親戚の方もおられましたが、一緒にあるお家の、何と申しますか、お年寄りの方がおられたんですが、施設の改修、あるいはもとの場所へ、たんす、あるいは家具等を引き上げる時のことでございますけれども、非常に地元の関係者、被災を受けられた方も非常に疲れておられました。そして、地元のそうしたボランティアの方も疲れておられました。そこへ、市立病院の看護師さんが現場に来られて、「どうですか、おぐあいは悪いことはありませんか」、というお言葉と、それから、脈を、手を当てて脈を見てみたり、そういう看護師の方が対応されたというのは、私も以前病院にありましたけれども、本当にすばらしい行為であったというふうに思いまして感動いたしました。

で、すぐ看護師さんに「これ毎日やっとなん」、ていう話をしたら、これは、い

わゆる3交代制で、仕事もたまたま夜勤が終わって、そして休みに入っておるわけですが、眠ることもできないから、ここに、気にかかるから来ました、というお言葉もいただきました。中には病院の指示に従って、ずっと地域を回っておられる方も、当然これはあったと思いますけれども、たまたま私はそういう夜勤の勤務が明けたから参りましたという看護師さんもおられました。

非常に今回はこの体制が、非常に地域の皆様に安心を与えたのではなかろうかと、健康管理面において、与えられたのではなかろうかというふうに私は思いました。これも、先ほどから話がありましたように、市職員全体の災害復旧、あるいは人命救助に対する意気込みが、そうした各部署に部門に伝わったのであろうと思います。

私も新聞屋をやっておりますので、3時過ぎに美東総合支所に行ったときには、灯がこうこうとして、眠たいのをこらえて、ずっと電話を待ち、あるいは市からの情報を待っておる職員も見受けました。そうしたことで、非常に今回の、本当、市長さん初め申されましたように、人命には全く、あれがなかったというのは、非常に私も喜んでおりますけれども、嬉しく思っておりますけれども、やはりこれは市の職員の方々、あるいは地域の皆さん方の、非常なそうした市民の命を守るという体制が、効果出たのであろうというふうに思います。

長くなりましたが、議長さん、以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 議案が災害に関する補正なので、若干関連をする質問になると思います。

MYTが残念ながら旧美祢地域しか通っていません。MYTを見ながらやるんなら災害一色の発言をするのが最も効果的だろうと思います。しかしながら、災害の陰に協力された方々が、まあ、一番私が地元に行って直接お聞きしたのは、ちょうど16日、17日、18日なんです。先ほど市長が言われた前官房長官の河村建夫議員も、たしか17日にこちらの方に入られていたと思います。

私がちょうど16、17、18日の3日間入った中では、地元の方々が一番感謝をされていたのは、県内、県外から来られたボランティアの方々なんです。家財道具を、さあ、天気はようになったがどうするか、というときに家財道具の持ち出しや、ごみの搬出に非常にたくさんの人たちが応援に来てくださっていると、こうした言葉を真っ先に聞きました。と、同時に市長も被災のお見舞いに回られた。前の家に

行かれたが、後ろの家のほうに全部回っちゃったろうかという気がかりな御意見もありました。

そうした中に、私に説明するのに、あなたは背が高いけど、ここの軒下のここまで跡がついちよるようと、ほぼ2メートル以上あったですね。そうした中で、今度の災害がどれだけ大変なものかというのは、当時出されたごみの量のほうは、私はごみの量のほうにびっくりしたんですが。それと併せて先日JR西日本が美祿線の復旧には、最低1年はかかるという報告と報道がなされています。ですから、市当局も議会も1年をめどに、じっくり復旧対策をとっていくことが必要だろうと思います。

そうした中に、ちょうど7月17日に予定をされていた花火大会の件です。今、この場で花火大会を持ち出すのは、下手な発言をすると非国民扱いされるのかな、という思いもいたしますが、さきの発言の、他の議員の発言の中にもありましたように、500ミリ以上の豪雨だと、しかし、これは旧美祿市にも同じように500ミリであったが、お隣の秋芳町の秋吉台を中心に同じように500ミリ。ところが、16日の早朝には既に雨が上がり、17日の花火大会の準備をと、に取りかかれた地元の方々も、秋吉を中心にですね、それから、いろんな物産を販売するということでは、美祿市の商店や業者の方々もたくさん参入される予定だったと思います。で、もし17日の花火大会があれば、その経済効果は1,000万、2,000万下らないと思います。

そうした災害に、先ほど市長も言われたように、災害に最も必要なものは頑張れというかけ声以上に、やっぱり財政の支出をもって、どれだけ地元の方々に応援ができるのか、いうことになれば当然予算の問題になってくるだろうと思います。

美祿市は広いわけですから、災害を大きくこうむった地域もあれば、片やそうした経済効果、商いをもってそうした収益があれば税にはね返ってくるわけですね。税にはね返ってくれば、一層、被害を受けた地域の方々の支援も、より充実したものになる可能性があります。

しかしながら、残念ながら17日の花火大会は16日の前日の早朝8時半ぐらいに中止、延期ではなく中止の決定が下され、17日の早朝に折り込みがなされると。しかし、私が、少なくとも西厚保地域で、その中止のことについて意見を直接被災者、災害を受けた方々からもお聞きしたのは、非常に残念だと、寂しい思いがする

と、中には、こういう時期だからこそ景気づけにと、いう思いがたくさん寄せられました。

まあ、そういう災害の事態ですから、こんなときにそんなことを、花火大会なんかをやっちゃうられるか、という意見は一人も一件もありませんでした。そうした中で考えてみるならば、片や大きな、かつてない災害を受けながら、そこに対する行政、議会の手だて、援助が必要であるが、しかしながら、反面、美祢市は合併をして非常に広い地域になったんです。反面15日の、花火大会が17日なんです、私が聞いている範囲では15日の夕方に秋芳地区の消防団は、とりあえず大きな災害は予想されることはないだろうということで、主立った方々も含めて花火大会の準備が必要なのではと、これは恐らく消防団として、消防署としても正式な見解ではないだろうと思います。私が聞いた個人的な意見かもしれません。秋吉の消防団のブロックの辺では、災害に対する体制を緊急的な災害の体制は、ある面、解いたのではないかと、その面、地元の花火大会の準備をと、いう意見があったのではないかとお聞きしてます。そういった点を含めるならば、行政や議会は大所高所に立った上での判断が今後求められると思います。

地域の活性化や、地域のまちづくり、そうした議論をするときには必ず観光や商業が議論のメインになっていく。で、去る6月議会でもそうでした。ところが、片や大きな災害が起きるとなったときに、災害のない地域での商業や経済活動までストップをさせるという判断が、本当にどうなのかということについては、議論しておく必要があると思います。

そういった点を踏まえまして、実際当日の花火大会を実行するに当たって、市の職員なり、行政のかかわりを、簡潔でいいですから整理をして報告をしていただければと。

もう1点は、これが、まあ、結果として延期ではなく中止になりましたので、ある程度の経済的な、地元の、広域的に見て、旧美東町、旧秋芳町、旧美祢市にそれぞれ宿泊施設、ホテルなどを一つずつ持っている。地元は当然、たくさんのキャンセルの電話が観光部なり観光協会に朝早くから遅くまで電話が鳴り続けていたということも聞いていますので、その辺の取りまとめた数字も含めて報告をしていただければ、まず行政と職員のかかわり合いなどについて報告していただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） それでは、南口議員の質問にお答えをいたします。

今回の花火大会の中止というのは、総合的な判断で、私としても非常に残念にも思っておりますが、これ断腸の思いでもあります。そういう中で、今、御質問にありました。

まず、初めにあったのが花火大会当日の運営、スタッフのことなんですけれども、スタッフとしては、いろいろな役目があるわけです。本部のスタッフ、駐車場の業務、シャトルバスも美祢、美東、秋芳おのおの出しております。その運行管理をする業務、それと交通整理の業務、それとか、やっぱりお客さんが何万人と来られますんで、雑踏、そういう業務などに当たっていただくスタッフですけれども、今回は233名のスタッフを計画をしておりました。

で、そのスタッフの内訳を申し上げますと、これに携わる市の職員が155名、で、ガードマンという警備員の方ですね、これが75名、それとトイレなんかの常時清掃をしていただくということで、シルバー人材センター3名というスタッフの内訳でございます。

その中で、市職員の155名の内訳ですけれども、総合観光部の職員が20名、それと総合観光部には委託職員を置いております。これの協力人員が27名。それから他部局からの応援の職員、協力職員が108名ということで、市職員が155名ということで計画をしていたところでございます。

それから、もう1点の今回の花火大会中止に伴う商店なり、経済的な影響なんですけれども、この試算につきましては非常に難しいところはありますけれども。

まず、宿泊施設につきましてはキャンセルの状況、それから、その他バザーの出店、で、各商店、それとかタクシーなどの会社等につきましては、聞き取りを行っております。で、その聞き取りは前年度の売り上げをベースとして、今年度の売り上げを予想されたらどのぐらいになるだろうか、ということでお聞きをして、私なりに算出をしております。結果、概算ですけれども、今、花火大会関係全体で約900万円程度の売り上げへの影響があったと、予想をしております。

このほか、入洞者ですね、秋芳洞への影響、それとやはり花火大会があるということで、早くからお客さんが来られます。で、商店街のほうも早くから来られれば売り上げもあつたんじゃないかならうかと思っておりますが、今の商店の売り上げにつきまし

では、台上に2店舗あるんですが、その売り上げ予想を聞いた数字を含んで900万円という試算をしたものでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほど市長の災害に対する取り組みで、全組織と全職員をもって、という報告が災害対策本部の設置と併せて災害に当たった実情だろうと思います。全組織と全職員をもって災害に当たるということであるならば、この花火大会の実際の準備に、市の職員が直接108名、それから観光部、それから委託職員合わせて155名と、これだけの数が割けないのは当然だろうと思います。

その反面、その反面ですね、今後、美祢市は、災害だけではなく、やっぱり何かにつけて税収をどう上げるかと。市税や、ただ単に商店の場合は当然国保会計などにも大きな影響が出てきているのは、これまで議論の中で、商業の衰退で、ただ単に固定資産税や市税の納入に限らず、国保会計までその影響が及んできているわけです。

ですから、今後、こうした災害と併せながら、美祢市全域を見渡しながら、商業や経済の活性化、まして病院と併せ観光事業は市長が掲げる2大事業だという日ごろの発言から見ましても、そうした面での対応については大きな宿題が、片や災害の2次災害と言えるような状態が出ているのではないかと思います。

それと併せ、先ほど観光部長のほうからあった、中止をしたということでの損害が約900万円、地元キャンセル料を含めて、ところが、これ恐らく経済効果というのは必ず波及するもんで集約された数字だろうと思うんです、ホテルが直接キャンセルを受けることで。ところがこれ、花火大会があることで含めて前日も、次の日はまして日曜日ですから、それと夏休みの入り口なんですね、そうした影響を見ると当然経済効果は2倍、3倍に膨れ上がってくるものなんです。そうしたものが地元に着ることに対する評価が適正になされたのかどうなのか、ここのことも含めて、きょうの段階では時間的な余裕もありませんので、ぜひ9月議会に向けて、今後の本当に大事な災害対策と併せながら、しかし、市民生活は常に動いているわけです。行政もそうだろうと思います。

ですから、非常時において、かつて何十年か前の戦争時代ではありませんが、非常時において贅沢は敵だとか、そねいな議論の話じゃないと思います。当然、今の

行政、市政この議会も含めて観光、商業も含めながらしていくことが必要なのではないかと思います。

最後に市長にその点について一言御意見をいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

お答えをする前に、ちょっと誤解があってははいけませんので。冒頭、私が現場に行って、お見舞いに行って、前は歩いたけど、後ろは行かなかったと、じゃないかということ、ちょろっと言われましたけれど、私はお見舞いに行ったわけじゃありません。いろんな方がお見舞いに行かれた方がいらっしゃるかもしれません。具体的な国会議員の名前出されましても。

私は、災害対策本部長として動かないということを決めておりました。というのが、各あらゆる分野の情報が私に入ってきて、そして私は適切に、的確に判断をしなくては物事が動かないということがありますので。

実は、私は現場に行って動いた方が気が楽でした。行きたかったんですけども動けない、動いてはいけなと、私自分自身に言い聞かせておりましたので、私は市役所において入ってくる情報を集めて、そして判断をして適宜、適切な処置を指示するというに徹しておりました。

それでも一応、一応ではないですね、現場を見ない限り判断できかねるところがありますので、とりあえず一息ついた、もう災害はこれ以上ふえないだろうという段階のときに、お見舞いじゃありません、現場をある一定の時間を決めて、早足だったですけども見させていただきました。それをまた頭に入れて、この後どうするかと、いうことを判断をしていったということですので、お見舞いで歩いたということではありませんので、御理解を賜りたいと思います。

それと、本題に戻りたいと思いますが、今、おっしゃいました、非常に南口議員高い視点で物を考えていらっしゃるなというふうに思いました。というのが、今の山本総合観光部長の説明をいたしましたとおり、花火大会、観光祭り秋吉台の、実は行政主導でやっておるわけです。これは旧秋芳町時代から行政主導でやっておったという形を新市になりまして、そのまま引き継いでおります。

ですから、主なスタッフは市の職員、それから市がお願いして、お雇いをしておる委託職員、それから臨時職員、そういう方々を中心に、この運営はされておるま

す。形上は実行委員会というのがありますけれども、当日、それから前の日の準備を含めまして、市の職員がほぼ主力となって動いておるとというのが事実でございます。

実は、私が今考えておりますことは、旧美祢市から続いておりますアンモナイト祭り、これも大きな夏の行事であります。これは、実は民間主導で行われております。発足した当初から、官も行政もかんでおりましたけれども、民間が自分たちの知恵を絞って動くということ、で、動いているわけでございます。

なぜ、そちらのほうを今言いましたといいますと、実は、私はその秋吉台の花火祭りについても、アンモナイトフェスティバルのように民間主導で動いていけるような形になればいいなという思いがあります。

というのが、今回のような、例えば大災害が起こった場合、百数十名のスタッフが観光祭りに入っているから、あれはやめられないので、今の経済効果の話をされましたけれども、非常に経済的なダメージがこの近辺にあるから、じゃあ、それやりましょうよと、で、やらざるを得ないということになったときには、市のスタッフをそこに割くのが適当かどうかということですね。

私が今回の場合については、これほどの大災害、未曾有の大災害が起こって、それは許されないというふうに判断いたしましたので、実行委員長が副市長です。ですから、副市長と話をしまして、最終的には私の責任において、これは災害を優先すべきであると、当然のことであるということで判断をいたしました。

ですから、今後もこういうことが起こり得るということですね。もし、何か大きなことがあったときに、そこに前の日の準備を含めて、そして後片づけを含めて3日程度市の職員が携わらなくちゃいけない、大人数がですね、そうすると不測の事態が起こったときに、じゃ、行政体は何で手当てをしていくかということもあります。

それともう1点、この地域の、まあ、観光協会ですね、一本化されて今自立を始められたところです。それと商業ですね、今、それも美祢市商工会が今、一生懸命これからこの地域の商業振興のために動こうとしておられます。それから、青年会議所も同様です。若い気持ち、魂でこの美祢市をどうしていこうかという思いもたくさん思いを持っておられます。

こういう方々が自分たちの意思で、思いでどういう祭りを育てていくか、そしてどういうふうに祭りの中で携わっていくかということこそ、この美祢市の振興につ

なろうというふうに思っておりますので、そういう思いを持って今後の形があるかなあというのが、今私の思いです。まだ、早急には判断はできませんし、私の独断でも申し上げられませんけれども、思いだけは述べさせていただきました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 朝から災害の一色で議論をしたわけでありまして、今、南口議員が発言されましたので、ちょっと関連として、私のほうも一部事実に基づいてということの前提で御質問させていただきたいと思います。

実は、きのう青果市場の役員会をやりました席で、花火大会は何でやめたんかと、こういうのがあったときに、私も申し上げたのは、今、市長の答弁にありましたように行政主導型、つまり職員の派遣がたくさん要ると、そしたら、今後、これは民間型にしたらどうかというお話もあったわけですね。

今度、アンモナイトは何でやめたんかと、こういう話も出ました。これは、私も知りませんが、実行委員会のほうから、きのうか、おとつか手紙が参りました。中止をしたと。で、ある役員さんの話では、議会筋から中止をしてくれという話があったと、こう言われたんで、それはないでしょうと、いや、それは事実だと、こういうような、まあ、やりとりをやりました。

で、さっき南口議員が言われたように、花火大会に限らずアンモナイトも、まあ、議会側から中止してくれっていうようなことは、まず、なかったと思います。そうした形で連動してきたと、そして被災された麦川地区もやめられた、豊田前地区もやめられた、今、徳並議員にお聞きしたら、於福はやるよとおっしゃるんですが、まだ、もう一つ残っている伊佐の十七夜祭り、これがまだ結論が出てないようでございます。これも、花火大会、アンモナイトにおつき合いするのかわかりません。

そうしたことで、直接的な経済効果もさることながら、美祢市が指定管理者制度をやっている、いわゆる家族村。これはもう御承知のように六千何百万ぐらいの指定管理用のうち、3,000万ぐらいがホテル事業をやってるわけですね。これも何かキャンセルがすごくあったということで、これらを今後どう取り組んでいくのか。

一つは、花火大会を、実行委員会を職員が150名も動員するような体質のもの

でなくして、どうやってお祭りの事業を進めていくかということ、やはり今後議論をしていく必要があるだろうと思います。

なお、もう一つは、一番危惧しているのは地域の連帯感、いわゆる、みんなどこも小さなお祭り、それから十七夜も含めて、企業やそこで商売している人たち、へからその地域の住民の方々、そうした方たちが寄附をしてお祭りをしようと、いうことなんですが、ああ、これで来年から、もう何もせんでええなあ、というような話がきのうも出ました。一番危惧するのはそこなんです。せっかくの地域の連携間のそうしたもの、あるいは扶助精神の意識の醸成が崩れていくと、こういうことが一番大きな心配がされます。

そのことに対して、今後、行政のほうはどういうお考えでお進めになろうとしておられるのか、併せてちょっとお聞きしたいなあと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問ですけれども、本当に、秋吉台の花火祭り、携わっておられた方で、今回中止となったことで非常にダメージを受けられた方、周辺の商店の方、それとホテル業の方、それから花火業者の方、本当に御負担をおかけしたというふうに思っております。大変申しわけなかったなあとの思いで私、本当、心でいっぱいでございます。

それと、アンモナイトフェスティバルの話、先ほど南口議員の御質問のときに引き合いに出させていただきました、民間主導ということで今回中止を決められたということを私は御連絡を受けました。これは、官が携わっておりませんので、私どもが決めたことではない、実際にやられる方々が、恐らく被災をされた、大きな被災をされた方々のお気持ちをおもんばかって中止をされたんではないかというふうに思っておりますけれども。

そのことを踏まえた上で、一回こういうふうな大きな祭りが中止、中断をされた場合、今おっしゃったように、いろんな方々の御浄財によって成り立っておる部分が大変大きいです。御寄附をちょうだいをして、そして、それが運営費に充てられると。市のほうも補助金を出しますけれども、皆さんの、市民の方の御浄財、それから企業、商店とかの御浄財をもって地域振興のためにお出しをいただいたお金で、その地域を盛り上げていくという上で、役立たせていただいております。

よね。

こういうことが起こって、一遍中止になりますと、ああ、来年からその負担がなくなるかという部分においては、先ほど言われたようなことも瞬間的に出ることがあるかと思います、それは実感として。こういうふうな地域は、まだまだ景気がよくないですから、特に小規模な商店街、事業をしておられる方にとっては、この御浄財も御負担でしょうから、思いはあると思います。よくわかります。

しかしながら、全体としてこの祭りというのは、確かに直接的には花火祭りでは900万円ぐらいの費用効果があるというふうな話をしましたけれども、実は、それに勝るものがこの地域に生まれておるわけですよ。みんなでそれやって、たくさんの方がこの市内に来られて、そしてこの地域は、ああ、まだまだこんな力があるんだなあということを、みんなで実感をしていただくということが、非常に大切なことなんです。これが将来に向かって、この美祢市をどうにかしていこうという、エネルギーにつながりますから。

ですから、これをきっかけに、この秋吉台の花火祭り、観光祭りですね、にしろ、それからフェスティバルについては、アンモナイトフェスティバルについては、私のほうから余り口を挟むわけにはいきませんが、ぜひとも、これは来年以降続けていただきたい、で、花火大会、秋吉台の観光祭りについても、まだ現時点では、我々行政が主導しておりますので、ぜひとも、来年は今まで以上な、もっと盛り上がるものにしようというふうに思ってます。

で、先ほど民間主導に持っていきたいというふうに申し上げたのは、官が手を引くという意味ではありません。行政が手を引くという意味ではありません。その方がこの地域にとっても、より活性化に結びつくであろうということを申し上げたんであって、我々がこの官として今回あったからもう秋吉台花火祭りから手を引きますよと、絶対ありません。これはお約束をいたします。で、将来的にこういう形が望ましいなということを、私は申し上げただけであって、今後も秋吉台の花火祭りというのは、県下だけではない、全国でも有名なですから……。

私も、えっと、おとついか、東京のほうに行っておりました。で、ちょっと県の市長会の関係で国のある機関の副会長しておりますから、どうしても行かなくちゃいけなかったんで、行きましたけれども、全国から来ておられる理事とかの方が、私が名刺を出してあいさつしまして、秋吉台のついた、まあ、名刺ですが出しまし

た、あっ、今回の大災害で被害を受けられた秋芳洞をお持ちの市長さんですね、と必ずおっしゃいますからね、そのぐらいこの秋吉台、秋吉台というのは有名なところ。そこに花火を打ち上げると、そしてこの地域を元気にするというのは、これからは未来永劫続けていきたいという思いは、もう一切変わっておりませんので、それを続けるために我々行政もこれから何をしていくかということ、また前向きに考えていかせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありますか。河村議員。

19番（河村 淳君） 1点ほど質問させていただきます。

この屋内運動場の、この一応入札が済まされておりますが、一応これは仮契約と思うんですが、これについて、ちょっとお尋ね、参考を聞きたいんですが、一応この指名競争入札ということでこれはなっちょるんじやが、一応業者数が何業者あったか。

その、なぜそういうことを私が聞くかというのは、まあ、条例等はないんじゃないだろうが、工事の要綱、あるいは規約等で業者数の設定が決められておると思う。その辺の絡みが多分あるんじやが、その中身をちょっと業者数が何名で、何業者でこうというのがわかれば知らしていただきたい。

反対するわけじゃないですが、一応以上お願いします。

議長（秋山哲朗君） 久保監理課長。

総務部監理課長（久保宏二君） 只今の河村議員さんの御質問についてお答えします。

当然、本工事につきましては、指名競争入札で工事は発注されております。美祢市の指名競争入札の基準の場合、指名業者数、1億円を超える場合は10社以上ということで指名しております。詳しく申し上げますと、等級に属する有資格者から10社以上指名する。

本工事の場合は、Aランク工事の建築工事でございます。残念ながらAランク工事につきましては、業者数は5社しかいない、しかしながら、美祢市の基準では、業者数が足りない場合は、直近の下位、すなわちBランク業者からも指名できるというふうになっております。以上によりまして、今回はAランク業者5社、Bランク業者5社、計10社を指名したところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 今10社以上で、一応Bランクも上へ上げちよるということですが、それは2分の1入れちよるものか、全体入れちよるものか。

それと、要はこの分についちゃあ共同企業体になっちよる、共同企業体。それで一応、まあ、保証金が2,000万円ぐらい要る10%が入ちよる。入ることになっておるが、この辺についてBランクの業者は全部入れちゃったのか、それとも何ぼかへずっちよってのか。

以上。

議長（秋山哲朗君） 久保課長。

総務部監理課長（久保宏二君） Bランク業者は現在6社ございます。そのうちの5社を指名させていただきました。

以上です。

19番（河村 淳君） はい、了解。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に建設観光委員会、教育民生委員会の開催をお願いいたします。

午後2時03分休憩

.....

午後4時31分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第4、議案第2号及び日程第5、議案第3号を会議規則第35条の規定によ

り一括議題といたします。

本件に関し常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）につきまして、本委員会所管事項について、委員2名欠席のもとで審査いたしましたので、その審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

まず、執行部より、農林関係の農林施設災害復旧費の主なものについて、災害復旧を国に申請するための400件分の測量設計委託料として1億8,157万5,000円、災害復旧業務のための3名の臨時職員の雇用に係る賃金として386万5,000円、社会保険料等として52万2,000円、また、災害復旧対策室設置に伴う事務機器借上等の経費として150万8,000円、計1億8,747万円を計上しております。

次に、土木災害復旧費の主なものについて、災害復旧工事費として12件分3,360万円、そのほか事務機器借上料等合計3,565万2,000円を計上していますとの説明でありました。

主な質疑について御説明を申し上げます。

委員より、江の河原地区について今後、圃場整備をやる予定であるが、応急措置等のやり方を考えたほうがいいのかという質疑があり、執行部より、地元の方と協議をして、仮復旧をするのか、そのままにして、圃場整備事業まで待つのかなど対応を決めたいという答弁でありました。

災害について応急措置ではなく、砂防等根本的な対策をすべきではないか。急傾斜地については要件があるが、危険度の高いところから実施すべきではないかとの質疑があり、執行部より、今回の補正については、災害復旧に対応するものであるので、大幅なものについて対応はできないと考える。急傾斜地については地図上での危険箇所をピックアップして対応をしていくとの答弁でありました。

委員より、土砂等を取り除くのに、どの程度の補助があるのかを知りたい。田が土砂で埋まっている場合の補助はどうかという質疑があり、執行部より、裏山が崩れた場合は100万円を限度に8割の補助をする。また、生活その他にダメージを

受けたもの、居宅が半壊以上になったものについて、上限300万円で9割補助をすることを考えている。田に入った土砂については、持ち主と個々に協議をし、負担金の率は違うが、40万円以上であれば公共災害事業、それ以下であれば単独災害事業で対応を考えているとの答弁がありました。

次に、災害の査定を受けるために、写真を撮って現状はそのままにしておかないといけないのかとの質疑があり、執行部より、道路、田の用水路等緊急性がある場合は応急措置をとっているが、田に入った土砂等は査定が済むまでそのままにしておくようお願いをしているとの答弁でありました。

そのほかの質疑については割愛をさせていただきます。

本議案について意見を求めるもさしたる意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上をもって、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） それでは、只今より教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）並びに議案第3号美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

本委員会所管事項であります災害救助費について審査いたしました。

執行部より、災害救助事業として、被災者更生援助扶助として205万円を計上しています。これは、美祢市災害罹災者に対する援助処置要綱に基づくもので、全壊1世帯、半壊、床上浸水世帯、合わせて101世帯分を計上しております。

続きまして、貸付金として美祢市災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、全壊250万円、半壊170万円を限度として、予算額1,950万円、全壊1棟、半壊10棟分を計上しています。

次に、清掃費について、リサイクルセンター管理運営経費として324万円を計上しています。これは、このたびの豪雨により浸出水処理施設の動力配線の埋設部分が一部露出したための工事費であります。

次に、教育施設災害復旧費の主なものとして、補助災害復旧費災害復旧工事費580万円を計上しております。これは、このたびの豪雨災害による災害復旧工事で、厚保小学校及び秋芳南中学校ののり面崩落の復旧工事費として、また厚保中学校のフェンス倒壊等の復旧工事費であります。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、このたびの災害の総括について行われるかどうかお伺いしたいとの質疑がありました。市長より、現在、本格的な総括まで至っていません。災害復旧のめどが果たしたら、シミュレーションを実施したいとの答弁がありました。

次に、主な意見について御説明いたします。

委員より、今後、冠水にならないような対応策をしていただきたいとの意見がありました。

慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についてにつきまして御報告申し上げます。

執行部より、美祢市立大嶺中学校屋内運動場につきましては、昭和41年3月に建設をされたもので、本年で44年を経過しました。

経年による老朽化に加え、耐力度調査を実施した結果、危険建物に認定をされたということで、このたび、屋内運動場を新たに建築するものであります。

去る7月20日に入札を執行した結果、秋山建設・小田工務店特定建設工事共同企業体が2億55万円で落札されたところです。従いまして、工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、市議会の議決を求めるものですとの説明がありました。また、参考資料及び本日配付された図面により詳細な説明がありました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、校舎と新しい屋内運動場との距離があるが、今後の校舎の建てかえも考慮したものかお伺いしたいとの質疑がありました。執行部より、校舎の建築も念頭に置いた配置ですとの答弁がありました。

さらに委員より、工期による学校行事への影響についてお伺いしたいとの質疑がありました。執行部より、卒業式には新しい屋内運動場が使えるようにしたいと考えています。それまでの行事につきましては、使用が難しいと考えますとの答弁がありました。

その他の質疑につきましては、割愛させていただきます。

また、意見を求めましたけども意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、教育民生委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第4、議案第2号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題をいたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号美祢市立大嶺中学校屋内運動場（建築主体）改築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に議員全員協議会、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会終了後、本会議を再開いたします。

午後4時48分休憩

.....

午後5時07分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今、机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第1号の1）、議員提出決議案第2号、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第6を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6を日程に追加することに決しました。

日程第6、議員提出決議案第2号平成22年7月15日美祢市豪雨災害に係る災害復旧対策に関する要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

13番（柴崎修一郎君） 議員提出決議案第2号平成22年7月15日美祢市豪雨災害に係る災害復旧対策に関する要望決議について提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては安富法明議員、山本昌二議員、佐々木隆義議員の御賛同をいただきまして提出するものであります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美祢市では、九州北部地方に停滞した活発な梅雨前線が7月10日から断続的な大雨をもたらし、15日未明には東厚保の観測所で1時間当たりの雨量が50ミリを超え、10日から15日までの総雨量が588ミリを観測するなど、昨年の7月豪雨を超える、かつて経験したことのないほどの集中豪雨をもたらしました。

今回の大雨による河川のはんらんや土砂災害等により、市内各地で住家や道路、河川などの公共土木施設、農地及び農業用施設、林地、林道施設、農作物など極めて広範かつ甚大な被害が発生しております。

また、水道などのライフラインの断絶も相次いだところであり、浸水した住宅などからは大量のごみや汚泥が搬出され、これらの処分が必要となっております。

市としましては、被災者の救済を初め、一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力を挙げて取り組んでいるところではありますが、国におかれましては、本市の実情を御賢察の上、緊急に激甚災害法の適用や災害復旧事業の早期採択など、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。平成22年7月30日、山口県美祢市議会。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あてでございます。

以上です。

議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出決議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出決議案第2号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第2号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第2号は可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第3回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは、この後第1、第2会議室において議員全員協議会を開催いたしますので、御出席をお願いいたします。

午後5時12分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年7月30日

美祿市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

三好暎子

”

山中佳子